

全商連 26

だより

発行：全国商工業協同組合連合会
住所：兵庫県姫路市神子岡前 1-8-20
tel.079-299-2355 fax.079-295-6168

全国商工業協同組合連合会

検索

http://www.rengoukai.jp

貸切バスへの装着義務化に向けたドライブレコーダーの性能についての検討を開始

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会に取りまとめられた中間整理において、「貸切バス事業者にドライブレコーダーによる映像の記録・保存等の義務化」が盛り込まれたことを受け、国土交通省は5月30日、貸切バスに装着義務化するドライブレコーダーに関するワーキンググループを設置し、貸切バス事業者がドライバーに対して効果的な指導管理等に活用することを目的とした「ドライブレコーダーの性能要件」の検討を開始しました。今後、今秋までに性能要件案が取りまとめられる予定となっております。

ドライブレコーダーの設置による効果

ドライブレコーダーには設置、記録映像データの活用により、「運転者の安全意識向上」、「事故及びニアミス発生時の記録映像データ」による効果的な安全指導」が出来るなどの効果があるとされています。

平成17年度の国土交通省がタクシー事業者を対象にしたアンケートによると、「事故を減らす」目的で導入した企業の割合が89.5%と最も多く、実際に導入した企業が感じた導入効果は、「期待通りまたは期待以上」と回答した企業が36.5%、「おおむね期待通り」と

回答した企業が53.8%あり、全体の90%以上の企業が効果を実感しています。

(図1参照)

これは、導入によって運転者は見られているという意識が発生し、自然と安全運転を心がけるようになり、事故の減少に繋がったものと思われます。(図2参照)しかし、設置しているだけでは継続的な事故の減少を維持することは出来ません。次第に運転者も見られている意識が薄れ、再び事故が増加する可能性があります。

継続的な事故減少を維持する為には、ドライブレコーダーの記録映像データを活用し、運転者の個別指導、社内全体での危険事例の共有などを行っていくことが必要です。

ドライブレコーダーの映像を活用したドライバーへの指導監督も義務付け

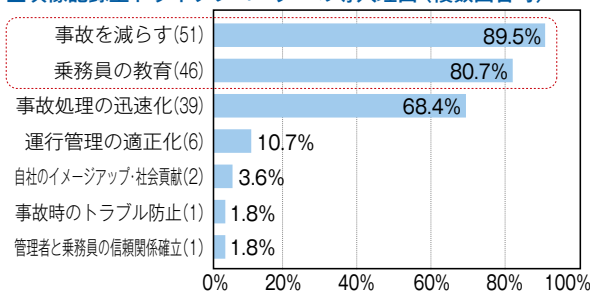
軽井沢スキーバス事故対策検討委員会に取りまとめられた中間整理においても、「ドライブレコーダーの映像を活用したドライバーへの指導監督の義務付け」が盛り込まれています。今後、「ドライブレコーダーの性能要件の検討と合わせて、「ドライブレコーダーの記録映像を活用した、指導監督マニュアルの作成」も検討されることになっていきます。

同時に国土交通省は平成22年度から、ドライブレコーダー（指定機種に限る）の設置費用の3分の1（上限80万円）を補助しています。貸切バスへの設置済み割合は約2割にとどまっています。事業規模の小さい貸切バス事業者の中には、資金力等が乏しい事業者もあり、これらの事業者への導入支援も検討課題となります。

図1) ドライブレコーダーの搭載効果

【平成17年度タクシー事業者を対象にしたアンケート】

■映像記録型ドライブレコーダーの導入理由（複数回答可）



■映像記録型ドライブレコーダーの導入効果

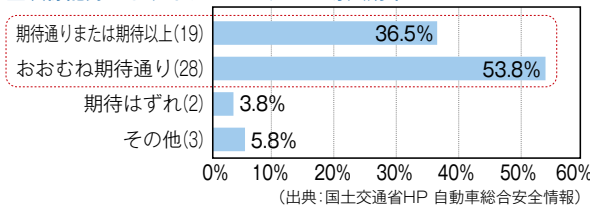
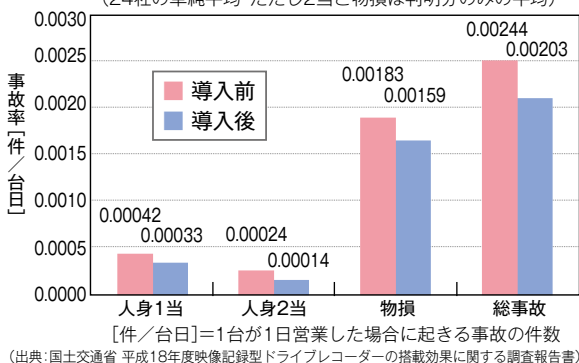


図2) ドライブレコーダー導入6ヶ月以上の事業者の平均事故率の変化
(24社の単純平均・ただし2当と物損は判明分のみ平均)



車両制限令違反に対する 大口・多頻度割引停止措置の変更

平成28年4月1日付で、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)（以下「高速道路6会社」という。）は、車両制限令違反のさらなる抑止を目的として、徹底した取り締まりと合わせ、高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を変更すると発表しました。（平成28年10月1日より実施。）

割引停止措置は高速道路6会社が 管理するすべての道路に適用

現在、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)（以下「NEXCO3社」という。）で実施されている車両制限令違反車両の大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレーターカードの利用停止措置等は平成28年10月から首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路でも適用されます。（図1参照）
割引停止措置等は、違反が行われた高速道路会社が管理する道路だけではなく、高速道路6会社が管理するすべての道路が対象になります。

車両制限令違反情報を 高速道路6会社で共有

また、現在もNEXCO3社では車両制限令違反情報を共有し、大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレーターカードの利用停止措置等を実施して

おりますが、平成28年10月からは、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、割引停止及び利用停止措置等が実施されます。（図1参照）
（※）車両制限令違反に対する点数は、高速道路6会社が管理するすべての道路における違反が合算されます。

割引停止措置等に 至るまでのイメージ

車両制限令違反をすると、違反現場にて高速道路6会社より措置命令書が発

図1) 割引停止措置等の変更内容（平成28年10月1日より適用）

- 1) 首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)および本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等が適用されます。
※割引停止措置等は、違反が行われた高速道路会社が管理する道路だけではなく、高速道路6会社が管理するすべての道路が対象になります。

（現状）		（変更後）	
違反を行った道路	割引停止措置等	違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有	東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無	首都、阪神、本四	有

- 2) 車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映されます。
※車両制限令違反に対する点数は、高速道路6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

（現状）		（変更後）	
違反を行った道路	情報の共有化	違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本	有	東、中、西日本、 首都、阪神、本四	有
首都、阪神、本四	無	首都、阪神、本四	有

図2) 割引停止に至るまでのイメージ(例)

年	平成28年												平成29年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
車限令違反	30点以上			なし			30点以上								
(講習会)						◆									
処分等						★									■

★高速道路6会社より警告
◆講習会
■割引停止等実施
●警告文書発行

行されます。各四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）に違反の累積点数が30点以上となった場合、高速道路6会社より警告文書が送付されます。
警告文書には「(例)平成28年7月から9月までの3か月間に再度違反を繰り返しますと、割引停止などの措置を行う場合があります」と期間が指定されております。
警告文書に記載された期間に再度違反を繰り返すと割引停止及び利用停止措置等が行われます。
今回の変更により、車両制限令違反を繰り返した場合の損失は、より大きなものになっていきます。制限を超える車両で走行する場合は、必ず許可証の申請・取得をするようにお願いいたします。

- 被災地域販路支援事業(小規模事業者持続化補助金)の公募受付開始
【第2次受付締切：7月29日(金)】 <経済産業省>
- 平成28年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業募集
【応募期間：平成28年6月1日(水)～平成28年7月31日(日)】 <厚生労働省>

省庁関連情報

4月28日(木)【国土交通省】 来年度までに高速道路上のガソリンスタンド空白区間の解消への取り組み

高速道路機構・会社の業務点検においても、安全な走行に必要なサービス基準を確保するために、ガソリンスタンド空白区間の解消に積極的に取り組む必要がある状況を踏まえ、国土交通省と高速道路会社は平成29年度までに150km超のガソリンスタンド空白区間をゼロにすることを目指すこととしました。まずは、7月中旬までに、高速道路会社が路外給油サービスを実施する予定です。

6月3日(金)【厚生労働省】 中小企業における労働条件の確保・改善に関する通報制度の対象事案を拡充

長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築するために下請事業者又は特定物流事業者の意向を踏まえつつ、かつ、機密保持に万全を期した上で、公正取引委員会又は経済産業省に通報するものとなりました。

6月3日(金)【経済産業省】 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂

平成14年3月に策定された、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について、電子商取引や情報財取引等の実務、関連する技術の動向、国内外のルール整備の状況に応じて、検討した結果を踏まえ、改訂を行いました。

燃料カードについて

世界情勢より燃料価格が下落し続けた燃料価格が底値となり、少しずつ高くなっている現在、車両を有する組合員様にとって、燃料価格は悩みの点となっている状況だと思えます。

現在全商連では、「U1宇佐美カード」「ENEOS FCカード」「出光Bizカード」3種類の燃料カードをラインナップしております。3種類とも資源エネルギー庁が毎週公表する全国平均価格の税抜価格の基準が契約価格となっております。そのため、対応する給油所であれば全国どこでもご利用できます。給油所ごとの価格を気にせず、均一価格で給油可能なのが全国商工事業協同組合連合会の燃料カードの特徴です。現状でも頻繁に給油を行う組合員様、給油場所が全国広範囲にわたる組合員様、燃料コスト把握をされたい組合員様など、幅広い組合員様にご利用いただいております。

ご利用の注意点について

ご利用の注意点ですが、特に気を付けていただきたい点があります。①全商連の燃料カードは「軽油」「レギュラー」「ハイオク」の全ての油種が選択可能ですが、灯油はご利用いただけません。②すでに同名のカードを別の組合・企業などを通じて取得している場合、カードを発行できません。以上の点を特にご注意ください。ただそれだけだと思います。

なお、それぞれの燃料カードの給油可能場所と給油価格を下記表(※図1参照)にまとめましたのでご確認ください。表内

図1) 給油価格カード別一覧表

宇佐美 関連	一般道						高速道路											
	宇佐美直営			「宇佐美代行店」 看板あり			宇佐美以外			宇佐美直営			「宇佐美代行店」 看板あり			宇佐美以外		
石油 銘柄	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外	出光	ENEOS	出光・ ENEOS 以外
U1	ご成約 価格	ご成約 価格	ご成約 価格	ご成約価格 + 代行手数料	ご成約価格 + 代行手数料	ご成約価格 + 代行手数料	ご成約 価格	ご成約 価格	ご成約 価格	ご成約価格 + 代行手数料	ご成約価格 + 代行手数料	ご成約価格 + 代行手数料	店舗 価格	店舗 価格	店舗 価格	店舗 価格	店舗 価格	店舗 価格
ENEOS		ご成約 価格			ご成約価格 + 代行手数料			ご成約 価格			ご成約 価格		店舗 価格		店舗 価格		店舗 価格	
出光 Biz	ご成約 価格			ご成約 価格			ご成約 価格			店舗 価格			店舗 価格			店舗 価格		

*代行店では代行手数料として、1ℓあたり軽油1円ガソリン2円の代行手数料がかかります。

*ENEOS給油所は代行店扱いとなり、上記代行手数料がかかります。

*空欄の給油所はご利用いただくことができません。

で「宇佐美直営」と記載しているものは宇佐美と書かれている看板が目印の給油所が対象です。「宇佐美代行店」看板ありは給油所はどこかに書かれている看板が必ずありますのでご確認ください。

それぞれの燃料カードの特徴

全商連で取り扱っている3種類の燃料カードについて、それぞれカード毎に

図2) カード比較表

	U1 宇佐美カード	ENEOS FC カード	出光 Biz カード トラスト
対応給油 所数	(直営) 約450か所 (代行) 約200か所 及び(出光) 3464か所	約1万1000か所	3464か所
カード発行 までの期間	おおむね 3~4週間で カード発行	おおむね40日 で カード発行	おおむね 3~4週間で カード発行
付帯保険	紛失・盗難保険・ 運送保険(届出前 30日・届出後30日) 上限30万円	紛失・盗難保険 (届出前45日・ 届出後30日) 上限20万円	紛失・盗難保険 (届出以前61日) 上限30万円
カード 有効期限	5年	2年	5年

*一部、ご利用いただけない給油所があります。

*対応給油所数は2016年3月現在。

異なっています。例えば対応給油所数(2016年3月現在)では、「U1宇佐美カード」では直営、代行、出光の給油所合わせて、およそ4200か所、「ENEOS FCカード」ではおよそ1万1000か所、出光Bizカードトラストではおよそ3500か所、それぞれのカードによって対応給油所数に差がございます。

他の違いにつきましては左記表(※図2参照)にて比較しておりますので、ご確認ください。

組合員様にはお使いになれる給油所によって燃料カードを選んでいただければと思います。もちろん複数種類発行でも可能です。組合員様のご利用に合わせてお申込みしていただけたら幸いです。簡単な審査で発行できますので、お申込み、お問い合わせ等、お気軽にご加入の協同組合までご連絡下さい。

ご利用のないETCコーポレートカードの枚数が増えてきております。

●「ご利用のない」ETCコーポレートカードはご返却をお願い致します。

廃車やリースアップになってそのままにしているETCコーポレートカードはございませんか? NEXCOの大口・多頻度割引の適用を受けるには一定の条件をクリアする必要があります。条件をクリアする為の一つの取り組みとして、ご利用のないETCコーポレートカードはご返却くださいますようご協力をお願い致します。

カード返却方法については、ご加入頂いている各組合までお問い合わせ下さい。



コラム しょうくとれんちゃんの情報セキュリティ ~ コンピューターウイルスについて ~

れんちゃん: しょうくん。
コンピューターウイルスって知っている?
しょうくん: 聞いた事はあるけど詳しくは知らないよ...
れんちゃん: コンピューターウイルスとは、コンピュータを詳しく知っている人が誰かに悪さをしようと思って作ったプログラムなの。
しょうくん: コンピューターウイルスはどういった種類があるの?
れんちゃん: コンピューターウイルスには本当に様々なタイプが存在するわ。アプリやファイルに感染するウイルスやOS自体に感染するもの、ウイルス自身がパソコンに侵入するものなど、多種多様であるの。後、ウイルスに感染するとどうなるのかは、感染したウイルスのタイプによって様々なの。日々進化もしているしね...
対策としては、ソフトウェアの更新、ウイルス対策ソフトの導入、怪しいホームページやメールは特に注意することが大事だね。
しょうくん: わかったよ。教えてくれてありがとうれんちゃん!



(次号へ続く)

第二回

全商連

フォトコンテスト

-Zenshouren Photo Contest-

応募資格	全商連加盟組合所属の組合員様、組合職員。
テーマ	夏の太陽（人物、風景、建物を問わず）
応募形態	デジタルデータのみ
締め切り	2016年8月31日(水) 必着
賞	金賞・・・1点(賞状+商品券3万円分) 銀賞・・・1点(賞状+商品券2万円分) 銅賞・・・1点(賞状+商品券1万円分) 全商連賞・・・1点(賞状+商品券1万円分) ※応募数が一定に満たない場合ノーコンテストとなる場合がございます。※結果は本誌掲載をもって発表とさせていただきます。

ご応募方法

1. 作品名 2. 所属組合名 3. お名前 4. 住所・ご連絡先 5. 撮影場所 6. 作品の説明
をご記入の上、作品データを添付いただき下記アドレスに送信下さい。
※郵送の場合は1～6を書いた用紙と写真データを入れたCD-Rを下記住所に送付してください。

注意事項

1. 応募作品数は一人何点でもご応募可能です。(デジタルカメラ・携帯等) 2. 未発表(ほかの写真コンクールに応募したことのない作品)の自作品に限りです。
3. 作品はデジタルデータのみ受付となります。 4. 危険行為、法律違反と思われる作品は、選外とさせていただきます。
5. 応募作品は返却いたしません。 6. 著作権は応募者様に帰属しますが、広報誌等に使用させていただく場合がございます。

お問合せ

〒670-0055 兵庫県姫路市神子岡前1丁目8番20号 全国商工事業協同組合連合会「全商連フォトコンテスト係」
TEL 079-299-2355 FAX 079-295-6168

加盟組合【行事スケジュール】 8月～10月まで

8月	9月	10月
11日(木)～15日(月) 夏期休業期間	15日(木) 全商連会議	21日(金) 通常総代会(新潟) (協)エヌ・ティー・アイ
18日(木) 広島定例会	26日(月) 新潟定例会	26日(水) 通常総代会(姫路) エヌ・ケー・サービス事業(協)
19日(金) 福岡定例会	27日(火) 関東定例会	27日(木) 広島定例会
26日(金) 通常総代会(大阪) オー・ティー・アイ事業(協) 経済交流事業(協)	28日(水) 名古屋定例会	28日(金) 福岡定例会
29日(月) 姫路定例会	29日(木) 大阪定例会	

Information

全商連加盟組合一覧

協同組合エフ・ケイビジネス
http://www.fk-b.jp/ 03-3641-5636

協同組合アイ・ティー物流
http://www.it-buturyu.jp/ 03-3641-5572

協同組合エヌ・ティー・アイ
http://www.n-t-i.jp/ 0258-27-3310

ミドルウェア協同組合
http://www.mdll.jp/ 052-703-3420

協同組合アイ・ネットサービス
http://www.ainets.jp/ 052-709-5234

協同組合ケイ・ケイネットワーク
http://www.kknetwork.jp/ 079-295-1230

経営ビジネス協同組合
http://www.keiei-b.jp/ 079-295-1510

エヌ・ケー・サービス事業協同組合
http://www.nksbs.jp/ 079-295-1136

ティー・アイグループ事業協同組合
http://www.t-ig.jp/ 079-295-1256

協同組合オー・ピー・エヌ
http://www.o-p-n.jp/ 079-292-6577

協同組合エヌ・エス・ビー
http://www.enuesubii.jp/ 079-295-1544

協同組合エム・シー・ワーク
http://www.em-s-j.jp/ 079-295-5404

アイ・ティーネット事業協同組合
http://www.aitnet.jp/ 079-433-8855

協同組合ケー・シー・エス
http://www.s-t-i.jp/ 079-433-8850

協同組合KNKサービス
http://www.knk-s.jp/ 079-433-8861

協同組合情報ライン
http://www.j-l.jp/ 079-433-8863

協同組合オー・エム・シー
http://www.k-omc.jp/ 06-6998-2171

オー・エム・ネット事業協同組合
http://www.om-n.jp/ 06-6998-0071

経済交流事業協同組合
http://www.kkjk.jp/ 06-6998-0351

オー・ティー・アイ事業協同組合
http://www.o-ti.jp/ 06-6994-5200

ビジネスハイウェイ事業協同組合
http://www.b-high.jp/ 06-6994-9800

協同組合ケイ・ピー・エム
http://www.k-p-e.jp/ 06-6998-0071

ビジネスネット協同組合
http://www.businessnet-as.jp/ 082-292-0894

ネットサービス協同組合
http://www.net-sv.jp/ 082-292-0891

ファーストビジネス協同組合
http://www.f-b-j.jp/ 082-299-6144

トータルビジネス協同組合
http://www.total-business.jp/ 092-589-5002

協同組合アイサポート
http://www.aisupport.jp/ 092-589-5004

西日本高速利用協同組合
http://www.west-highway.jp/ 092-589-5030